

# 衆議院内閣委員会ニュース

平成 20.4.2 第 169 回国会第 6 号

4 月 2 日、第 6 回の委員会が開かれました。

- 1 地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第 27 号）  
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第 28 号）
- ・増田国務大臣（地方分権改革担当、地方再生担当、道州制担当大臣）、中川内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・両案について採決を行った結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成 - 自民・民主・公明・共産）
  - ・に対し櫻田義孝君外 2 名（自民・民主・公明）から提出された附帯決議案について、泉健太君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成 - 自民・民主・公明・共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

## 土 井 亨君（自民）

- ・構造改革特区制度と地域再生制度は、地方が望んでいるものになっていると考えているか。地方から見た場合、両制度は、地方が望んでいるものとは違う方向に進んでいるのではないか。
- ・地域再生法は、構造改革特別区域法の成立から 2 年後に提出されているが、これは、構造改革特別区域法のみでは地域の活性化が困難との考えがあったためか。
- ・地域ブロックごとの地方連絡室には、地域ブロック別担当参事官等と地方公共団体との連携を図る観点から、地方公共団体の担当者を参画させるべきと考えるがいかがか。

## 石 井 啓 一君（公明）

- ・「どぶろく特区」に関して、当該特区の認定以来の地域活性化への効果と全国展開の必要性について、増田国務大臣にお伺いしたい。
- ・果実酒・リキュールの特区提案は、全国からどのくらい出されているのか。また、第 28 条第 3 項で、特区内で製造した果実酒については、当該特区内の自己の営業場での飲用その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、販売してはならない旨の規定を追加した理由と当該財務省令の具体的内容を伺いたい。
- ・平成 20 年度予算で創設された「地方の元気再生事業」と地域再生法に基づいて認定された地域再生計画によって行われる事業との関係はどのようになっているのか。また、両者をどのように使い分けたらよいのか。

## 佐々木 隆 博君（民主）

- ・総務省が全政府的見地から実施する政策評価は、どのような手法で行われているのか。
- ・構造改革特区事業及び地域再生事業に対する政策評価は、どのような手法で行われているのか。
- ・総務省による全政府的見地からの政策評価の手法と内閣府による構造改革特区事業及び地域再生事業の政策評価の手法について、どのように整合性を図っていくのか、増田国務大臣の考えを伺いたい。

## 吉 良 州 司君（民主）

- ・提案する事業の目的に応じて複数の地域再生協議会が組織されてもよいのではないかと。また、計画に掲載された事業の責任者は誰になるのか。
- ・「conflict of interest」（利益相反）という言葉をご存じか。事業の遂行にあたり、地域再生協議会の位置付けはどうなのか。
- ・「依存から自立」というキーワードが地方にとって重要である。人材再生こそが地域再生に繋がると思うが、増田国務大臣はどのように考えるか。

## 泉 健 太君（民主）

- ・特区の実現数は第 6 次以降はひと桁となっており、NPO 等による提案数も減少している。特区制度が果たしてきた役割及び制度全体の見直しを図る必要性について増田国務大臣はどのようにお考えか。
- ・「どぶろく特区」は申請のための手続に非常に時間がかかる上に書類などに手間がかかるため、地域の人々が苦勞し

ている。条件を緩和してほしい。

- ・「どぶろく特区」における酒税の納税申告について、非常に少ない生産量なのに、毎月行う必要があるのか。消費税の申告のような回数の簡素化といった発想にならないのか。

### 市 村 浩一郎君（民主）

- ・現行の地域再生法の課題について、本法案でどのように改善していけると増田国務大臣は考えるのか。
- ・地域再生協議会の構成員が一部の者に固定化されて、他の者が参加できないことがあってはならない。協議会の構成員が固定化しないようにしてほしい。
- ・再チャレンジ支援寄付金税制の直接型については、民間から民間に対する寄附というありえないものであり、この制度について増田国務大臣はどのように考えるか。

### 西 村 智奈美君（民主）

- ・地域再生法がどれだけ地方分権に貢献できたのか疑問である。地域再生法の制定により地域の自立・自主性がどれだけ高まったのか。また、地域再生法改正案ではどのような工夫がなされたのか。
- ・地域再生法改正案では、民間が地域再生協議会を組織す

ることを要請できることを定めている。これにより期待される効果及び趣旨はなにか。

- ・地域再生法改正案の第5条第3項第5号及び第22条第1項における内閣府令の検討状況はどのようなものか。また、これらにおける金融機関の範囲の違いはなにか。

### 吉 井 英 勝君（共産）

- ・国営諫早湾干拓事業による漁業被害が（独法）科学技術振興機構の失敗知識データベースにおいて失敗百選に選ばれている。この干拓事業による漁業被害に関する政府の認識を伺いたい。
- ・農林水産省が行った諫早湾干拓における調整池の水質改善事業は目標値に到達せずに終了した。他の事業で効果を上げている例もある水門の開放によって自然浄化で水質が改善され、漁獲量等も改善するのではないのか。
- ・大阪の文教地区において、小学校の前に建てられたビジネスホテルが疑似ラブホテルとして使われている。こうした営業は、警察及び関係公的機関が連携して規制を行い、やめさせる必要があるが、警察及び増田国務大臣の対応について伺いたい。